

『定能卿記 治承二年』

藤原定能（一一四八—一二〇九）の日記『定能卿記』は「心記」とも呼ばれるが、その大部分は散逸してしまい、別記・部類記の形でいくらか現存する程度である。九条家本の中からは、別の書名が付けられていたが内容調査により『定能卿記』と判明したたものを含めて、これまでに『定能卿記部類』が十巻発見されている。

今回紹介しようとするのは、やはり九条家本第二十九箱の中に「不知記」と記されていたもので、内容調査の結果、記主が定能であると判明し、この程整理公開（函架番号 九一四七五）されたものである。しかも本書は部類記ではなく、治承二年六月から十二月の日記である点が特に注目される。ただ、これについては若干の疑問も存するのであるが、それも含めて本書の調査結果を先に報告する。

修補前の本書は紙順も連続しない十紙が袋綴じにされている状態であったが、紙継ぎ目跡の痕跡から、元の姿は卷子本であったと思われる。しかし、各紙とも中央の折り目部分を避けて文字が書かれているところから判断すると、原装は袋綴の冊子本で、ある時期にもとの綴じ代部分が切断されて卷子本に改装されたもので、それが後に大破してしまい、更なる散逸を避けるため便宜的に残された十紙が仮綴じされたものと思われる。一見したところ、

本書は部類記ではなく、途中に日にちの欠けているところはあるものの、記事はほぼ連続しているようであり、日記であると考えて良いように思われた。次には紙順を正さなければならぬのであるが、その前に記主が誰であるか、また何年の記であるかという件に関して、おおよその推測を立ててみることにした。記主については本文中に現れる「予」の行動と、その他の人物との関係から見えていくことになるが、登場する公卿の官職と、閏六月があるというところから、本書は治承二年（二六）の日記であり、「予」は藤原（九条）良通に対して「右大臣殿中将」と敬称し、藤原光能とともに藏人頭の職にある人物、すなわち藤原定能であろうことが判明した。その上で『玉葉』など他の記録の治承二年条を参照しながら、元の紙順の一紙ごとに月日判定の手掛かりを探してみると、先ず第②紙に「九月大、一日、辛酉」とあり、第⑤紙には一部破損しているものの恐らく「十月小、一日、辛卯」と書かれている箇所がある。同様に第⑥紙に「閏六月」、第⑦紙に「十一月五日」、第⑨紙に「十二月一日」の日付が見える。また第③紙に「廿二日、依違忌不出仕」とあるのは、定能の父季行の忌日である八月廿二日を指すとみて良いであろう。この第③紙の頭部には最勝光院御八講結願の記事があるので、同じく「最勝光院御八講初」と書かれている第①紙がその前に接続する

部分であると思われる。ちなみに治承二年の最勝光院御八講始は七月八日、結願は同十二日である。残るは④⑧⑩の三紙となるが、第④紙に「十一日、院御仏名」と見えるのは十二月の記事。第⑧紙は七日条に維清と盛弘の刃傷に関する記事があることから十月。第⑩紙は中宮御産に関する記事があることから十一月の記事であると推定できる。その結果、紙順を正してみると、⑥①③②⑤⑧⑦⑩⑨④という順になり、かつ紙継ぎが連続するかを確かめてみると、配列を正した第四紙と第五紙の間を除いて各記文は繋がるものと判断された。第四紙が九月初頭の記事で終わり、第五紙頭部が九月廿六日の記事であることから、この間に恐らくさらに一紙があったものと思われる。こうして配列を正した結果、現状の本書の冒頭は六月九日の記事であり、途中欠落はあるものの十二月十三日までの記事が存することが判明したのである。

本書は原装が冊子本であること、全体の書きぶりなどから見て、一度に書写された写本であろうと思われるのであるが、それにしては不可解な印象を受けた。というのは、本書には墨引きされた箇所や懸勾された箇所があり、それ以上に墨線で囲われた箇所が多く見受けられた（図版12頁参照）。これは自筆原本にあつては、本来書かれるべき日にちを誤って書き込んだり、あるいは後に清書する際には不要な記事などを大きく削除するような場合にこうした処理がなされることがあるので、本書が自筆原本もしくはその忠実な写本をもとに、あるがままに書写されたものであるという仮定は成り立つが、そもそも本書の墨線で囲われた箇所が削除されるべき部分であるように思えなかつたのである。また、それとは別に、本書が『定能卿記』の治承二年記であると判明した時点で、当然の作業として、これまでに整理されている『定能卿記部類』十巻に引かれている治承二年の記事を探し出して本書

の記事と比べて見た結果、予想外の事実が判明したのである。すなわち、本書の記録期間内で部類記に引かれている箇所は五十四カ日条が計上されるのであるが、問題は本書に見えない日にちの記事が部類記に見られる箇所があること。および部類記に引かれているのと同じ日付の記事でありながら部類記よりも内容が簡略である箇所がいくつか見られることである。つまり本書は元々の治承二年の日記がそのまま書写されたものではないということである。そこで、さらに詳細に両者を比較検討してみたところ、この年は八月に伊勢公卿勅使の発遣があり、部類記にかなりの量の記文が引かれているにもかかわらず、本書には公卿勅使がらみの記事は少なく、部類記と日にちが重なる場合でも、本書の記事は部類記に見えない公卿勅使以外の記文が主であることに気が付いた。すなわち本書では公卿勅使に関わる記事は意図的に省かれていると考えざるを得ないのであるが、別に部類されるような伊勢公卿勅使に関する記述が重要度が低いとみなされたとは想定し難い。また本書の十一月十五日条には、人々が多く中宮に参じてしまつてゐるため内裏の陪膳が闕如に及んだ、という記事が見えているが、肝心の中宮御産に直接関係する記事は見えない。さらに本書に日付が飛んでいる箇所にもどのような出来事があったのかについて調べてみたところ、そこにあるべき行幸・諸社臨時祭などの記事が本書にはないのである。そうであるとなると、本書は単なる日記の抄出本ではなく、ある目的のもとに抄出されたものということになる。そういう眼で例の墨線で囲われた箇所を見ると、それは春日祭使に関する記文であつたり、山門闔諍に関する記述であるなど、別に部類されて然るべきと思われる記事である。しかもその中の二箇所に「書取了」との傍書が見える。これも元々の本文に傍書されていたと見ると聊か唐突な印象を受

けるのであるが、これは部類記への引用に採ったという注記と考えられるのではなからうか。

『定能卿記部類』がどのような作業を経て作成されたものであるかについては明らかではないが、本書はまさに部類記作成の中間過程に位置づけられるもののように思えるのである。つまり『定能卿記』が部類されるにあたっては、先ず大きな項目がいくつか立てられ、それぞれに部類作業が行われたと考えられるが、それらが終了した後、あるいはそれと平行して当初の項目から外れる記事が纏められ、そこからさらに細かく部類されようとしたのではないかと考えてみたのであるが、如何なものであろうか。いわば本書は『定能卿記』の雑記事を抄出したような写本ではあるが、それでも未見の記事も多く、貴重な新発見史料であると言えるであらう。

凡 例

一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体文字を正字をに改めたものもある。

一、本文中に適宜読点および並列点を付した。

一、本文中の墨線で囲われた箇所は、その始まりと終わりを「」で示した。

一、丁替わりには「」を付し、上部にその丁付を算用数字で示した。

一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名註には「」で示した。

(宮崎康充)

(前欠)

(1) 九日、不出仕、□□大臣殿向按察許、
(源資賢)

十日、参内、出御南殿、予候御前、
祇園臨時祭

十五日、祇園臨時祭、宣命上卿資長卿、陪膳光能云々、使
(藤原)
盛定、一事以上如平野祭也、

廿一日、参殿下次仰云、所衆兼基宿所公役可仰下、本公役
(藤原基房)
殿下公役所衆事

基兼拝一藤了云々、次参内、只今於御殿弘廂有音楽、予依
召参上、其次大威儀師事関白申旨令奏了、此旨重可申□之
由有勅定、所衆公役事今日不奏、姓分明二不覚故也、後日
可奏也、

□□日、寅刻女房男子平産遂了、午刻許参内、昨日殿下御
返事□□美作内侍令奏、院仰切了、(後白河法皇)
関白申旨大略同前欵、
然者早可仰下云々、

□七日、先院参、次参□、

廿八日、雨、□□衣参院、

廿九日、晴、□□□日吉祭也、着布衣候御棧敷、

閏六月、法□御幸西七条家、予参上、不参内、

二日、参殿下、大威儀師事仰下了之由、以遠江権守親光令
(藤原)
申、其後参内、院参、

(2)

十五日、雨下參内、参院、而密々御幸他所、九条源実参右府申雜事、

□六日、雨下、院中聊有穢、而予家有丙穢疑、委相尋之間、今日不出仕也、

廿一日、還御、依帰忌日子令宿按察方也、

廿二日、依遠忌不出仕、相當仏事も、

廿三日、参内、院参、無別事、

□八日、朝間雨降、午後天晴、今日公卿勅使参着日也、申

斜参内、々侍申云、所衆友国去比初参者也、而官掌為宗子

之由有其聞、可□□□仰件名簿、予下知也、出納盛俊

依取申也、即召□□□長召問之處無所陳、大略閉口欵

予重仰云、付名簿□□□友長子之由令申処、覆問実子

欵之由、実子之由取申云々、是又被召問之時無陳申方、已

為私意趣上、有奏事不実罪、返々奇恠之由、召仰官掌子為

所衆之由、鳥羽院・近衛院御時例注申、然而不奏聞、予下

知之条、且尤恐思給、覆問之處、友^長○実子之由、重申上之

条、已以承伏、且其由以藏人申上了、又予申云、出納奏事

不実之条、何様可候哉之由、同申上了、仰云、^{出納}奏事不

実之条、所衆可除月奏、出納可下陣之由有仰□□□御

拜□、予今案、強雖不可憚、勅使参着日被行罪頗□□、仍

今日勅使参着日也、明日可行之由示□□盛俊奇恠不能左

右、頃之有御拜如常、今日御「物忌也、然而依□人々不籠、

泰^{藤原}通御劍、予取御裾、光能供御草鞋、事了退出、

廿九日、^{庚申}○先参院、□申三ヶ条、^{書取了}「右大臣中将春日祭使事、可為

親宗朝臣、即仰了、^{廣瀬}取申□□已上兩事委不記、大略無裁許、申

斜参内、今日猶可有御拜、昨日朝間雨降、若勅使参着及今

日欵□由御不審故云々、『今日山門僧綱所司并日吉社司等

参陣、是山門合戰之間訴申云々、頭權大夫於北陣相合、不

委聞、』今日又初齋宮□□□等可□云々、其次中宮御産鳴

絃料、無官六位而三人可任官、有小除目、上卿^{平德王}右兵衛督已

参□、予於小板敷招隆^{小堀}職宿祿、普光寺事院仰趣委示了、入

夜有御拜、雖御物忌人々不参籠、通資^通朝臣御劍、光能供御

草鞋、予取御裾、光能供御笏、事了後、予付内侍所衆除月

奏事并○納下陣事今日行之由令申了、即招藏人時長^源仰下了、

盛俊可下内陣之由下知了、^{出納下陣事}内陣頗^{事重也}被除月奏之由可申殿下也、

及深更、明日可申也、而明日已熊野精進也、仍不能参上、

可被申之由示藏人^{平基親}大進、只今已被行除書也、其後『可有齋

宮前驅定云々、』予退出了、除目藏人□□□除目前前

驅定了後可下陣之由、与奪藏人了、所□□藏人問

云、官掌子所衆、々等不訴申、自然事達天聰、被除月奏了、
不訴申如何、盛俊有先例之由衆等陳云、一藹出納之仍不盛俊、猶予覆問之

處、一定友長実子之由申上条、定事類。也、返

恠々々、且予似四度解無、返々奇恠事也、

九月大、一日、辛酉始熊野精進、仍不出仕、

問事、

法皇去月廿日御參籠八幡云々、

(二紙分欠)

(5) 廿六日、在家□□弁内侍私消息也、示云、出納盛俊下陣及

数日、於今者申事由、早可免之由被示、只今令參内可申事

由之由返答了、

納被免事未時許參内、件人事定能依鬱申被下陣、然者□□向後隨

申可有沙汰之由、内々有御氣色云々、尤可然也、□□者可

被免欵之由、以藏人申美作内侍、只今御所中間、夕方□□申

之由被返答、即退出、參中宮、六波羅伝聞、五節左宰相中

将実家・右宰相中将実守・加賀守・上野守等可献云々、頭

権大夫奉行也、又聞、藏人弁光雅室左中弁重方女死去了、而弁籠

居穢了、

廿七日、不出仕、

廿八日、在家之間、為頭権大夫奉行御祈事可奉行云々、藏

人左少弁依承初齋宮事云々、此間職事多有障故也、承由返

事長日御祈奉行事了、未時許參内、於小板敷相对左少弁、御祈事日来沙汰

次第、委可注給之由令談了、又出納盛俊事、一日令奏了、

可免之由有仰、仍其由与奪藏人時長了、又藏人時長御祈事

可奉行之由与奪了、五位職事奉行之時、六位不相加、頭奉

行之時、多六位相加故也、日入之間退出、

廿九日、不出仕、出納尚親御祈行事於左少弁使来云、已罷成神

事了、来月一日以後、孔雀經法事可致沙汰、即僧前事書御

教書賜尚親了、

上月小、一日、幸卯着白襲有文袴先參院、次參内、帰參院、於

御所卯惣社相撲内取事、

□□、在家之間、出納尚親来云、夜前内舍人所衆維清、院

庁官□□盛弘入来尚親之宅、双六之間互刃傷、於盛弘者

帰宅□□清者猶在尚親宅、賜御教書消息向別当亭、欲申開子

細、即□□消息了、別当返事云、兩人刃傷事、早可令申事

由給、□□人之条可有御氣色、今日不可出仕之由存之間、

僮僕未見来召遣了、申刻許參内、付内侍令奏之處、兩人共

解却見任可賜檢非違使也、但庁官盛弘事可申院、即參殿下

申此由了、院自昨日御幸仁和寺殿、今日已及夜陰、明日可有還御之由□聞、仍明日可奏也、『今夕宿侍内裏之近辺、明日可着初冬直衣之故也、入夜禎喜僧正返事持来、開見之處、書取了可為御祈願所解狀并阿闍梨解文被載一紙、而条可被注別紙之由、予所今案也、仍示遣其由了、即書二通所被進也、』

初着冬直衣事

七日、辰終着直衣参内、頃之藏人告大盤具之由、即入上戸、今日事區分仍皆書取了

經奥座着統目之上程、中務少輔季信本自在端座、藏人二人、

一人束帶、一人直衣、依予目藏人着大盤、即事了、院馳参、申維清・盛

弘刃傷事、如内仰賜檢非違使了、流人召還事、權律師範玄還任事、盛弘・維清等解却見任可賜檢非違使事、又禎喜僧

正阿闍梨解文等、付内侍奏聞、内覽、院奏了、先是於弓場辺招大

夫史隆職示合云、禎喜僧正申内證上生院為御祈願所、可被

寄置阿闍梨三口之由、今日可宣下、而件阿闍梨解文、同日

宣下之条如何、隆職云、間雖有先例、非普通儀、先件院為

御祈願所、可寄置阿闍梨三口由、被宣下□後可有放解文

云々、此条已叶愚案、仍於阿闍梨解文者、後日可宣下也、

且此由令申内侍了、次参殿下、免物勘文令内覽也、委事見後部類、

依免物流人召返事、別当着陣、兼日子、藏人指、予向奥座、催申也、

昇自宰相座下文、禎喜僧正申金剛峯寺別院内證上生院、為御祈願所被寄、置阿闍梨三口事、□□孔雀經法賞也、引裏紙在懸紙、上卿被結申、仰云、宣旨」ベツ上卿称唯、又範玄還任、流人

召返事、又主計允惟宗盛弘、内舍人橘維清刃傷事、

□□欲参内之間、自別当許有消息、被見之處、盛弘可召置

□□康綱之處、盛弘申云、疵甚重、忽不能参上之由申上

□、即参院申此由、疵鉢可加実檢之由可仰下、即参内、院

仰趣令奏了、早如院御定可仰下、即可被実檢之由、以消息

仰別当了、其後退出、

十日、参内、候小板敷、藏人牒持来、然而奉行人未加判、

仍先奉行人示可加之由、返給出納了、今日殿中将拝賀、殿

上人兩三人被相具、右少將隆房申次、(藤原)内々被召御前、

十六日、所宣下降□僧綱功事、可為僧綱功之由本解、依請

宣下了、而□尔承法眼、法橋可成宣旨之由申上、仍弁兼光

示其由、件事自殿下被仰下也、仍申殿下、申僧綱□之由、

可為法橋功、其後退出、

□□日、密々山科御幸、予参上、

十一月五日、先参院、次参内、奏主殿允俊長辞○、書付藏人

伝奏也、

六日、参院、今日熊野御精進始日也、

七日、参内、無別事、

八日、雨下、今日不出仕、

十一日、私旬如常、□□先是史康能来云、明後日吉田祭、

弁皆申障、早自藏人方可被催之、即申事由、催左少弁了、

其後賜御教書持参殿下、其次三位中將童御覽日可□□由令

(8) 申、賜御返事、帰参秉燭」

□四日、先参院、終日候御前、次依召晚頭参内、一昨日日

吉遷宮所課国々難濟之間、用途及闕如、諸司功儲彼用途

云々、尤不敵々々、□進未委相尋行事弁兼光可沙汰云々、

明日可被早参之由、左少弁許示遣了、其後退出、

十五日、藏人云、今日陪膳及闕如、人々多被参中宮了故

云々、□□前被仰下、為相尋左少弁可被罷之由、遣使者了、

有所勞不□、仍明日可被参重令了、且行事弁不参之間、

今日不能尋沙汰、明日可尋沙汰令由内侍了、被仰下事似

遅々、有恐故也、又初齋院上卿源中納言雅頼依五躰不具穢

辞申神事、其由奏聞、過七ヶ日如本可仰下、又同行事弁親

宗有障辞申、可仰重方朝臣之由有勅定、即仰遣了、今日以

後不参院、依中宮御産穢混合也、

又内侍被参間事下知了、

廿二日、先参院、此間蓮花王院 御参籠也次参内、御咳病事依不審也、

別事不御云々、

廿三日、在家之間、藏人送消息云、明日御馬寮進奉者輩不

幾、又寮御馬纔而三疋也、其殘如先々可被申院欵、予返事

云、御馬乘□可被相催、御馬事可申院、即参院、申御馬

事了、又式部丞定綱合爵事令奏、此申文大外、記師尚付之御馬事聞食了、

即仰御厩沙汰人信盛召仰了、合爵事早可申内裏、其後参内、

奏合爵申文、先可内覽也、然而 隨便、近代間如此其後退出、

廿四日、早旦依召馳参内、仰云、御咳病後無御湯殿、而

(9) 内々被尋日次之处、廿六日祭臨時以前無日次云々、此条何

樣可有哉、且示合関白之由有仰、即参殿下申此由、御返事

云、如形御咳病後御湯殿、強不可折日次、只当日御湯殿了

可有出御、又其次子令奏左中弁重方可為初齋院行事弁、而

去九月葬遭、女子年内行嚴重神事如何之由令申、仍問例於

爵申文内覽了、即帰参内、兩条関白申旨令奏了、御湯殿事

当日可有也、齋院行事弁事聞食了、有先例上、関白被申旨

聞食了、早可有先例仰重方朝臣、即以御教書仰重方朝臣了、須

仰以口宣齋院上卿也、然而近代如此、

廿八日、早旦参内、殿下御返事如此、院仰念可有御沙汰之由令奏了、女房云、五節之間、藏人所衆破新制、過差裝束輩早可尋沙汰□□有仰、即仰藏人通業、所衆五節之間裝束可注進之由、仰出納了、衆参会、可注進之由令申□、其後退出、

廿九日、参内之間、□□覆奏文^{大宮}持来、依為途中不能申御返事、自是可申、早可帰之由下知了、即参内、付内侍令奏了、早可下、且可申院、又尊勝寺弁、依神事誰人可奉行哉之由令奏、可仰^{藤原}經房朝臣也、即遣御教書了、聊有辞申旨、仰親宗朝臣了、

〔^上〕二月一日、参内、皇太后合爵文覆奏了、藏人持参所衆五節^之間裝束色目、^{破制之輩}出來云々、^{衆過差事}依仰注之、開見之处、過差之輩不見、然而付内侍奏聞、仰云、有破制之輩由、慥雖聞食、

(10) 如當時注文者無過差之輩、自今以後、於破制者慥可有沙汰云々、其由下知藏人了、其後退出、今日予参中宮、

二日、無別事、

後聞、被返□大將表、使追可尋注、最勝光院御塔上棟云々、予雖参□以前退出、無無可入事故也、自去一日最勝光院御念仏也、仍當時為御所、無御幸之儀、

三日、今日無□□、不出仕、

四日、院参、北方有火、蓮花王院湯屋云々、仍蓮花王院馳参、大宮大納言^{藤原}・中宮大夫^{時忠}同被参、即有御幸、御

興、人々騎馬、炎上不及他所、即還御、人々供奉、其後参内、去四月禊祭内舍人功事、付内侍奏聞、早可仰下之由被^{列参之事}仰、^{盛綱}委□記、今日退出之間、滝口等列参、是召籠滝口

申免之故也、

五日、為聞昨日□事、早旦事行^{重康}入来、可免之由返答□、^{召籠滝口事}午刻許院参、次参内、召籠滝口可免之由、下知藏人了、

六日、院参許□□参内、

十日、参内、伝聞、所衆三藤与七藤相博座次、不申事由、^{座次相博事}忽聞食、上藤三人召籠、又三藤被下陣云々、

十一日、参院、不参内、今日院御念仏名、予不参、

〔^上〕□二日、参院、次参内、奏諸司允辞書、申院後可仰下之□有勅定、

十三日、院参、不参内、明後日可勤^仕。御劍使之由有催、光雅奉□□御教書也、領狀了、

(後欠)